2 資金調達したい

新宿区中小企業向け制度融資

融資

区内中小企業者、商店会等が事業資金を円滑に調達できるように、制度融資取扱金融機関への融資あっせんを行っています。また、融資が実行された場合、利子や信用保証料の補助を行います。（一部資金を除く。）

問合せ先　新宿区　産業振興課
☎ 03-3344-0702

セーフティネット保証制度の認定（5号）

認定

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援する制度です。認定を受けることにより、一般の保証枠とは別枠で信用保証協会の保証を受けることができます。認定は区で行っています。

【認定基準】売上高等が前年同月比5%以上減少

※前年実績のない創業者については、認定基準の緩和があります。

問合せ先　新宿区　産業振興課
☎ 03-3344-0702

マル経融資への利子補給（小規模事業者経営改善資金利子補給）

融資

東京商工会議所新宿支部の推薦に基づき、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金を新たに受ける小規模事業者に対し、支払った利子の一部を補助します。東京商工会議所新宿支部を通じて、区へ利子補給の申請・請求を行ってください。

問合せ先　新宿区　産業振興課　☎ 03-3344-0702
東京商工会議所新宿支部　☎ 03-3345-3290
日本政策金融公庫新宿支店（国民生活事業）　☎ 03-3342-4171

日本政策金融公庫の融資

融資

地域経済の活性化と中小企業の成長・グローバル化を支援するため、様々な融資を行っています。

（新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付、企業再生貸付）

問合せ先　日本政策金融公庫新宿支店（中小企業事業）
☎ 03-3343-1261

東京都中小企業制度融資

融資

都内の中小企業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるように、東京都、東京信用保証協会、指定金融機関の三者が協調して資金を供給しています。

問合せ先　東京都産業労働局　金融課
☎ 03-5320-4877

各支援機関が実施する融資制度の一例

新宿区

メニュー名	融資限度額	資金使途及び 貸付期間(うち据置期間)	利率(年利)
小規模企業特例資金	2千万円	運転資金6年(6ヶ月)以内 設備資金6年(6ヶ月)以内	1.8%
創業資金	2千万円	運転資金7年(12ヶ月)以内 設備資金7年(12ヶ月)以内	
経営応援資金	500万円	運転資金5年(6ヶ月)以内 設備資金5年(6ヶ月)以内	
商店街空き店舗活用支援資金	2千万円	運転資金8年(12ヶ月)以内 設備資金8年(12ヶ月)以内	

日本政策金融公庫（国民生活事業）

メニュー名	融資限度額	資金使途及び 貸付期間(うち据置期間)	利率(年利)
新企業育成貸付 (新規開業･スタートアップ支援資金)	7,200万円	運転資金10年(5年)以内 設備資金20年(5年)以内	適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用されます。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。 日本政策金融公庫新宿支店 03-3343-1261
企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)	7,200万円	運転資金7年(2年)以内 設備資金20年(2年)以内	
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	4,800万円	運転資金8年(3年)以内 設備資金15年(3年)以内	
企業再生貸付 (企業再建資金)	7,200万円	運転資金20年(2年)以内 設備資金20年(2年)以内	

東京都

メニュー名	融資限度額	資金使途及び 貸付期間(うち据置期間)	利率(年利)
小規模事業融資(小口)	2千万円	運転資金7年(1年)以内 設備資金10年(1年)以内	2.05%～2.65%
創業融資(創業)	3,500万円	運転資金7年(1年)以内 設備資金10年(1年)以内	1.65%～2.35%
経営安定融資(経営セーフ)	2億8千万円	運転資金10年(2年)以内 設備資金10年(2年)以内	1.65%～2.35%
一般事業融資(事業一般)	2億8千万円	運転資金7年(6ヶ月)以内 設備資金10年(6ヶ月)以内	金融機関所定